

TPP（環太平洋戦略経済連携協定）交渉からの 早期撤退を求める決議

1 2010年に日本が交渉に参加したTPPは、2014年に入り、12カ国間の関係閣僚会合がインドネシアやベトナム等で何度も開かれ、また、日米間での実務者協議も頻繁に続くなど、交渉が本格化した様相を呈している。

本年9月、甘利明担当大臣とアメリカのフロマン通商代表の直接交渉の結果、日米二国間の考えに隔たりが大きいため、「TPPの年内妥結は困難」、との一部報道があった。

しかしその一方で、10月下旬にはオーストラリアで首席交渉国会合も予定されており、また、11月のアメリカ中間選挙前に交渉が加速化する可能性も高く、予断を許さない状況にあることには変わりない。

2 重要5項目の関税水準維持について

TPPにより農業品目の関税撤廃がなされると、政府試算によっても、国内の農林水産物の生産高が低下し、肥料、農業、飼料等の関連産業分野でもGDP減少が懸念されている。農業品目の関税撤廃が与える影響は甚大であることから、少なくともいわゆる重要5項目についての関税引き下げは、断じて許されるべきではない。

ところが本年4月の日米2国間の交渉では、豚肉の関税を現在の482円から50円に下げることや、牛肉の関税を9%に引き下げるなど、5項目全てについて、両国で合意済との報道がなされ、また、その後に閣僚等からこの報道を積極的に否定する発言もない。

ゆえに、このままでは特に牛肉・豚肉については、関税水準がほぼ撤廃される危険性が極めて高く、重要5項目の関税水準が維持できないことは確実である。

3 非関税障壁の問題について

また、TPPでは、非関税障壁（関税以外で貿易の障壁となる政策手段や制度、規定等）についても完全撤廃が原則とされており、予め例外規定をもうけない限り自由化される方式が採用されている（ネガティブリスト方式）。そして、実際、TPPで現在交渉されている21分野のうち、18の分野は、非関税障壁の撤廃に関するものとなっている。

しかし非関税障壁は、多くの場合、国民の生命・健康・財産・環境等の保護を目的としてもうけられた法規制などであり、その全廃は、国民の重要な利益を侵害することが明白である。例えば、日本での国民皆保険制度が弱体化されるおそれがあり、また、食の安全分野でも、日本における収穫後使用農薬（ポストハーベスト農薬）の使用や、遺伝子組み換え食品表示にかかる規制が撤廃されるおそれがある。

4 ISDS条項について

TPPには、ISDS条項（投資家対国家紛争解決条項）を含むことが確認されている。ISDS条項とは、投資協定に関する、受け入れ国政府の措置によって損害を被った外国投資家に対して、受け入れ国を国際的な第三者機関（仲裁裁判所）に訴えることを可能にする条項である。

ISDS条項で対象とされる内容は、法律、制度、慣行、事実行為、裁判所の判決などのため、これら広範な政府の行為が、投資家の利益との観点から制限されるおそれがあり、国民主権原理に抵触する。

また、ISDS条項は、投資家が締約国を提訴する機関として仲裁裁判所を予定しているが、例えば既になされた裁判所の判断内容が、かかる第三者機関により投資家の利益を害するものと判断され、その効力が停止されることとなれば、わが国の裁判権（憲法76条1項）の事実上の放棄を意味する。一国の裁判権を投資家の利益のために放棄

するような条項の締結は、断じて許されない。

自民党の2012年時の公約では、「国の主権を損なうようなISD(S)条項は合意しない」、と打ち出されていた。しかし、この条項が協定に含まれることはすでに確認済みであり、TPPに妥結することは、この条項に合意することを意味するものに他ならない。

5 TPPのないオバマ大統領との合意は限りない譲歩の始まりに過ぎない

また、オバマ大統領は現時点において、米国議会から通商交渉を行う権限を与えられていないため、オバマ大統領と合意した内容がTPPの内容となるとは限らない。

アメリカ憲法上、通商交渉の権限は議会にあたえられており、大統領が他国とどのような合意をしたとしても、議会は自由に修正できる。オバマ大統領は、大統領に通商交渉権限を付与する「貿易促進権限(TPA)」法案を昨年1月に提出したが、米民主党内からも反対の声が上がり、現在法案は棚上げとなっている。

ゆえに、そのような状況下で、日本が多少譲歩して合意へ至ったとしても、日本に強硬に農産物の関税撤廃を求めるアメリカ議会が反対すれば、いつでも合意は撤廃され、さらなる譲歩を強いられる可能性が高い。実際、米韓FTAの締結に際しても、TPAの付与がなかったため、FTAの合意から4年も経った後になって、韓国はアメリカから再交渉を迫られ、自動車や牛肉の関税などでさらなる譲歩を受け入れさせられた経緯もある。

6 秘密保持契約の存在

政府は、TPP交渉参加に先立ち、秘密保持契約を締結したとして、交渉の実態を隠している。現在に至るまで、国会及び国民の間で議論する基礎となる確実性ある公の情報、政府から何も提供されていない。ゆえに、本年4月になされた日米間交渉の内容などについても、政府からの具体的な情報は何も存在しない。これでは、妥結が終わるまでTPPの全容が見えないばかりか、見えたときには、拙速な国会審議で強行採決へ一気に踏み切られてしまう可能性が極めて高く、憲法が条約承認権を国会に与えた趣旨(73条但書)を没却するものである。また、国民の知る権利の観点からも問題である。

2013年春、安倍政権がTPP交渉へ参加表明をするにあたり、衆参両議院において、交渉により収集した情報を国会に報告し、かつ、国民にも十分な情報提供を行って幅広い国民的議論を行うよう措置する旨の決議がなされた。しかし政府は、重要な情報を国会や国民に提示しておらず、この決議に反した行動をとっている。

7 国家戦略特区構想の危険性

また、我が国では2013年12月に国家戦略特区法が成立し、政府が主導して国家戦略特区を進めようとしている。国家戦略特区では、医療・雇用・農業などの分野での規制の緩和が予想されるが、いずれも、TPP交渉で議論されている内容と変わらない。すなわち、国家戦略特区構想はTPP交渉で話し合われていることについて、特区(限定的地域)において前倒しで行おうとするものであり、極めて危険である。

8 結論

現在、TPPの政府対策本部には、各地方自治体、農業や医療の民主団体等から意見が寄せられているが、それらのほとんどが、TPP交渉に対する懸念を述べ、警告を促している。

TPPは国民の利益を害するばかりか、国民主権原理に抵触しており、また裁判権の放棄となる等、多数の問題を孕んでいることは明白である。

自由法曹団は、いまこそ日本がこのTPP交渉から撤退するよう、強く要請する。

2014年10月20日

自由法曹団 福井・あわら総会